

京都大学吉田南総合図書館環 on 利用規則

(平成 27 年 3 月 25 日吉田南総合図書館協議会決定)

(改正 平成 29 年 3 月 17 日吉田南総合図書館協議会決定)

(設置)

第 1 条 吉田南総合図書館に、創造と学習を育む場として、環 on (わおん) (以下「環 on」という。) を置く。

(利用者)

第 2 条 環 on を利用することができる者 (以下「利用者」という。) は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の大学院学生
- (3) 本学の学部学生
- (4) 前 3 号以外の者で、大学院人間・環境学研究科、大学院総合生存学館、高等教育研究開発推進センター、国際高等教育院、高等研究院 (以下「関係部局」という。) の教職員、大学院学生又は総合人間学部の学生と共同で利用する者
- (5) 吉田南総合図書館長 (以下「館長」という。) の許可を受けた者

(利用制限)

第 3 条 関係部局及び総合人間学部における学習、教育又は研究に支障をきたすおそれがあるときは、利用を制限することがある。

(利用時間)

第 4 条 利用時間は、平日午前 9 時から午後 5 時とする。ただし、必要に応じて変更することがある。

(休室日)

第 5 条 休室日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 本学創立記念日 (6 月 18 日)
- (4) 冬季休業期間

(5) 卒業式の翌日から4月3日まで

(6) 8月11日から8月20日まで

2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めたときは、臨時に休室又は開室することができる。

(グループ学習室)

第6条 環 on 内にグループで学習又は討論できる「グループ学習室」を置く。

2 グループ学習室を利用することができる者は、関係部局の教職員、大学院学生又は総合人間学部の学生に限る。

3 グループ学習室の利用を希望する者は、本学の学生証、在学証明書、職員証又は附属図書館が発行する図書館利用証を担当職員に提示し、事前に所定の手続きを経なければならない。

4 使用時間を遵守し、長時間部屋を空ける場合は、利用を終了しなければならない。

5 利用終了後は、現状に復し、担当職員に報告しなければならない。

(時間外利用)

第7条 環 on を時間外に利用する場合は、次の各号に掲げる目的に限るものとする。

(1) 学習、教育又は研究に必要な研究会

(2) グループで討議する学習又は研究会

(3) 研究発表等の予行演習

(4) 関係部局及び吉田南総合図書館が情報発信するために開催する企画展示会

(5) 館長が特に認めたもの

(時間外利用者)

第8条 時間外利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 関係部局の教職員

(2) 大学院人間・環境学研究科の教員が利用責任者となる同研究科の大学院学生及び大学院総合生存学館の教員が利用責任者となる同研究科の大学院学生

(3) 大学院人間・環境学研究科の教員が利用責任者となる総合人間学部の学生

(4) 前3号以外の者で、関係部局及び吉田南総合図書館の教職員と共同で利

用する者

(5) 館長の許可を受けた者

(時間外利用時間)

第9条 時間外利用は、第5条第1項第3号から第6号に定める日を除き、次のとおりとする。

(1) 平日 午後5時から午後8時

(2) 土曜日 午前10時から午後3時

2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めた場合は、臨時に休室又は利用時間を延長することができる。

3 利用の制限は、第3条の定めるところによる。

(時間外利用の手続き)

第10条 時間外利用をする者は、利用申請書(別紙様式)を館長に提出し、所定の手続きを経なければならない。

2 利用申請書の受付は、吉田南総合図書館の平日開館日の午前9時から午後5時までとする。

3 同一日に2以上の申請があった場合の許可順位は、特別な事情があるものを除き、受理の順位によるものとする。

4 定期的かつ頻繁に開催するものについては、利用の申込みはできないものとする。

(施設・設備の使用)

第11条 利用申請者は、環 on 出入口における出入者の確認に責任をもつとともに、使用終了後は火気及び室内の後片付け、清掃等を行い使用前の状態に復し、出入口の施錠を確認のうえ退出するものとする。(時間外利用の場合に限る。)

2 環 on に設備されるパソコン、プロジェクター等の使用を希望する場合は、申請により借用手続きを行わなければならない。

3 利用者は、室内及び使用機器の保全に留意しなければならない。

4 環 on での飲食(ペットボトル等蓋のできる容器の飲物は除く。)、喫煙及び壁面への貼紙等は一切認めないものとする。

(設備の毀損等)

第12条 利用者は、環 on 内の機器、設備等を紛失、汚損、毀損したときは、すみやかに届け出て、これを弁償しなければならない。

(利用停止)

第 1 3 条 この規則に違反した者に対しては、利用を停止又は禁止する。

(雑則)

第 1 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、館長が定める。

附 則

この規則は、平成 2 7 年 3 月 2 5 日から施行し、平成 2 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。